

マイナンバー(個人番号)制度が はじまります

▼問合せ 住民グループ ☎079 (435) 2363

マイナンバーってなに？

平成27年10月から日本国内の全住民に通知される一人ひとり異なる12桁の個人番号のことです。

マイナンバーは、生涯にわたって使う大切な番号です。

どんな時にどんなふうに使われるのか、広報はりまでは少しずつご紹介していく予定です。



マイナンバーおよび、個人番号カードについて、すぐに詳しく知りたい方は、下記をご参照ください。

マイナンバー

政府広報

マイナンバーコールセンター
☎0570 (20) 0178
土・日曜日、祝日、年末年始を除く
9:30~17:30
※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語は☎0570 (20) 0291におかけください。

「通知カード」を 確実に受け取ってください

「やむを得ない理由がある方は、通知カードの送付先を、現在お住まいの場所(居所)に変更できます。」



住んでいる住所と、住民票の住所が異なる方は住民異動届の手続きをしてください。

「通知カード」は、平成27年10月5日時点の住民票の住所地に、世帯単位で、世帯主宛に、簡易書留で転送不要の封書にて郵送されます。

「通知カード」を確実に受け取っていただくために、現在お住まいの場所(居所)と住民票の住所が異なる方は、9月末までに住民異動届の手続きをしてください。

※転出及び転入または町内転居を完了していただくことをおすすめします。



事前に登録申請を行う ことにより、現在お住まいの場所(居所)への「通知カード」の送付が可能となります。

ただし、次のようなやむを得ない理由により、住民異動届の手続きができない場合は、住民票のある市区町村の役所にて、

- ①東日本大震災により被災し、住民票の住所地以外の場所へ避難している方
- ②ドメスティックバイオレンス(DV)、ストーカー行為、児童虐待またはこれらに準ずる行為の被害者で、住民票の住所地以外の場所へ移動している方
- ③医療機関、施設などへの長期の入院・入所が見込まれ、かつ、住民票の住所地に誰も居住していない方

④①②③以外の方で、やむを得ない理由により住民票の住所地において通知カードの送付を受け取ることができない方

居所情報の登録申請の方法

(1) お近くの市区町村の役所窓口、町ホームページ、総務省ホームページなどからのダウンロードで、「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手してください。

(2) 平成27年8月24日(月)から9月25日(金)までの間(必着)に、「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を住民票のある市区町村の役所に郵送してください。直接窓口での提出も可能です。

▼必要書類 「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」には、次の書類を添付してください。(コピー)

※別表 本人確認書類とは次の通りです

A いずれか1点を提示していただくだけで確認できる書類
運転免許証、旅券、住基カード、特別永住者証明書、在留カード、身体障害者手帳など
※最新の住所などが裏書きされている場合は、裏面のコピーも必要

B **A**をお持ちでない方は、次のうち2点を提示していただくことで確認できます
健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳など

- （可）
- ・申請者の本人確認書類（※別表参照）
 - ・居所に居住することを証する書類（賃貸借契約書、公共料金の領収書、施設などが発行する入院・入所を証明する書類など）
 - ・代理人が申請する場合は、前記以外に次のものも必要となります。
 - ・代理人の代理権を証明する書類（代理人が法定代理人の場合は、戸籍謄本、登記事項証明書など）
 - ・代理人が法定代理人以外の場合は、委任状
 - ・代理人の本人確認書類（※別表参照）

注意事項

- ・申請者1人ごとに1枚申請書を記載してください
- ・15歳未満の方や法定代理人がいる方は、保護者や法定代理人の方が申請してください。なお、15歳以上の未成年の方は、本人が申請することも可能です
- ・登録対象者が現に居住していない代理人の住所や勤務先などを居所として登録申請することはできません
- ・成年被後見人が成年被後見人の住所などに居住している場合を除き、成年被後見人の住所などを当該成年被後見人の居所として登録申請することはできません
- ・国外の住所を居所として登録申請することはできません
- ・その他詳しくは、申請書をご覧ください



台風シーズンの到来に備えて

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

台風は、9月以降になると南海上から放物線を描くように日本付近を通るようになります。室戸台風、伊勢湾台風など過去に日本に大きな災害をもたらした台風の多くはこの経路をとっています。

今後は、台風による大雨、強風や高潮、台風に刺激された前線による大雨などによる被害が心配される季節です。

被害を最小限に留めるために、本格的な台風シーズンの到来に備え、今のうちにご家庭の防災対策を強化しましょう。

●情報収集の手段を複数確保しましょう
予報技術の発達した現在は、台風の勢力や予測される経路などをあらかじめ知ることが出来ます。

適切な事前対策ができるよう、積極的な情報収集を心がけると共に、複数の情報収集手段を確保しましょう。

- 大雨、強風への備えを万全に
 - 浸水してしまつて困るものは、2階以上へ置いておきましょう
 - 窓や雨戸を補強したり、側溝や排水溝は掃除しておきましょう
 - 風で飛ばされそうなものは固定したり、家の中にしましましょう
 - 大雨、強風の中での作業は大変危険ですので避けましょう。
- 「播磨町総合防災マップ」を活用しましょう
 - 避難所を確認し、実際に避難所まで歩いてみましょう
 - 家族がばらばらの時の連絡方法や、待ち合わせ場所を決めておきましょう
 - 非常持ち出し品を確認したり、置き場所や、持つて出る人を決めておきましょう
- 水難事故にもご注意ください
 - 雨がやんでも、大雨の後しばらくは、河川の増水が続いています。
 - 河川敷でレジャーやイベントを行う場合は十分注意し、不用意に近づかないようにしましょう。